# 新鄉村

## 男女共同参画推進計画

(平成29年度から平成38年度)

平成29年1月

新 郷 村

## <目次>

	計	画策	定	の	趣	旨	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1.	計	画策	定	の	目	的	及	び	基	本	理	念						•	•	•		•	•	•		•					•			•				2
( 1	)	目的	j •																																			2
(2	2)	背景	<u> </u>																																			2
		基本																																				
2.	計	-画σ	位	置	づ	け				•			•						•	•		•	•							•								3
( 1	)	市町	村	男	女	共	同	参	画	計	画	ع	L	て	の	位	置	づ	け			•			•													3
(2	2)	市町	村	女	性	活	躍	推	進	計	画	ع	L	て	の	位	置	づ	け	•		•	•		•	•					•			•		•	•	4
3.	計	画期	間	•	•	•			•							•		•	•	•		•	•	•	•			•	•					•		•	•	4
4.	計	画の	基(	本	目	標	•		•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	4
		標・																																				
		目標																																				
		目標																																				
(3	3)	目標	₹3	:	住	民	同	士	が	互	い	の	人	権	を	尊.	重	し	た	住	み	良	い	村	づ	<	IJ	の	推	進	•	•	•	•	•	•	•	4
6.	計	画の	(体	系	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
7.	計	·画 <i>o</i>	推	進	体	制	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
		策σ																																				
		目標																																				
(2	١.	日框	5 0		州	민	太	睭	h	ぉ	$\pm$	丰	ギ	丰	<i>ナ</i> こ	4	甲系	^	ക	矣	丽	ത	侃	淮													1	0
		日梅																																				

## 計画策定の趣旨

わが国では、昭和21年の日本国憲法制定により、法の下の平等(第14条)が明記されています。また、世界では国際連合が提唱した「国際婦人年」(昭和50年)を一つの節目として、同年に「国際婦人年世界会議」が開催され、「世界行動計画」が採択されるなど、男女共同参画の取組みが進みました。その後の日本における取り組みとして、平成11年の「男女共同参画社会基本法」(平成11年6月23日法律第78号、平成11年12月22日改正)の制定により、男女共同参画社会の確立が目指されました。同法第14条第3項においては、市町村でも「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画」という。)を定めるように努めなければならない」とされています。

本村は、平成23年11月に「新郷村男女共同参画推進計画」を策定しました。本計画は、 平成23年度から平成28年度まで6カ年を計画期間としており、平成28年度で終期を迎える ことから、女性も男性も一人ひとりが自らの意思で様々な社会活動に参画する機会を確保 し、活気あるまちづくりを推進するためにこの計画を策定します。

## 1. 計画策定の目的・背景及び基本理念

#### (1)目的

本計画は、平成23年度から平成28年度まで6カ年を計画期間とした「新郷村男女共同参画推進計画」が終了することを受けて策定するものです。

本村では、先の計画に基づき、住民、関係団体、事業所などと連携して男女共同参画社会の 実現に向けた取り組みを推進してきましたが、依然として固定的性別役割分担意識やそれらに 基づく制度、慣行などが根強く存在し、働く場での男女格差も少なからずみられます。

本計画は、前計画でも規定されているように、男女の性別にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を大切にしながら、家庭・地域・職場などで共に支えあい、それぞれの能力が発揮できる、男女共同参画社会の実現のため実効性のある施策の推進を図っていくことを目的としています。

## (2)背景

#### 国における動向

平成22年策定された「第3次男女共同参画基本計画」においては、「女性の活躍による経済社会の活性化」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の視点を強調し、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)を始めとする様々な取組を進めています。

現在、社会全体で女性活躍の動きが拡大し、日本社会は大きく変わり始めており、特に、指導的地位への女性の参画促進に向けては、平成27年8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」(以下「女性活躍推進法」という。)が成立しました。

加えて、女性の活躍推進に向けた基盤として、男性の家事・育児等への参画に向けた取組、 非正規労働対策、ひとり親家庭など困難を抱える女性に対する支援、配偶者暴力など女性に対 する暴力の予防と根絶、などについても取組が進められてきているところです。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災の経験から、防災分野における男女共同参画の推進について取り組みを進める必要性が明らかとなり、防災基本計画の修正、災害対策基本法の改正、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針の作成などの取組が進めてきました。

さらに、国連婦人の地位委員会や第3回国連防災世界会議の場を通じて、我が国の経験や教訓 を諸外国と共有し、国際社会における取組を推進しています。

#### ② 青森県における動向

男女共同参画社会基本法第14条第1項では、都道府県についても国の男女共同参画基本計画を勘案して都道府県男女共同参画計画を定めなければならないとなっており、青森県では平成12年1月に、男女が共に参画する社会を実現するための指針となる「あおもり男女共同参画プラン21」を策定しています。

平成 13 年には「青森県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画推進の拠点施設として「青森県男女共同参画センター」(愛称:アピオあおもり)」が設置されました。

平成19年3月には、「青森県男女共同参画プラン21」の計画期間が平成18年度までであったことと、青森県の「生活創造推進プラン」や国の「男女共同参画基本計画(第2次)との整合性なども勘案し、第2次となる「新あおもり男女共同参画プラン21」が策定されました。

また、平成24年には、国の「第3次男女共同参画基本計画」との整合性、関係法令の改正等を踏まえ「第3次新あおもり男女共同参画プラン21」が策定されました。

#### ③ 新郷村における動向

平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」を基に、「第5次新郷村総合開発計画」 や「新あおもり男女共同参画プラン21」との整合性を図りながら、平成23年11月、「新 郷村男女共同参画推進計画」を策定しました。

#### (3)基本理念

本村における男女共同参画を推進していく上での基本とする考え方や視点、すなわち基本理念を「男女共同参画社会基本法」の5つの基本理念を鑑み、次のとおりとします。

「ともに支え合い、こころ豊かに暮らせる村」

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 市町村男女共同参画計画としての位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけるものであり、本村における男女 共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の指針です。

## (2) 市町村女性活躍推進計画としての位置づけ

この計画は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」として位置づけるものです。

## 3. 計画期間

この計画の計画期間は、平成29(2017)年度から平成38(2027)年度までの10年間とし、 社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。

## 4. 計画の基本目標

## 「ともに支え合い、こころ豊かに暮らせる村」

本村において男女共同参画社会が実現した姿を「ともに支え合い、こころ豊かに暮らせる村」 とし、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

## 5. 目標

## (1)目標1:男女共同参画社会形成に向けた住民意識の変革

男女共同参画社会の実現に向け、新郷村在住の方々の意識改革を促していきます。

## (2)目標2:性別を問わずさまざまな分野への参画の促進

新郷村在住の方々が性別を問わず、自らの選択により、職業生活、家庭生活及び地域生活などへ参画できる仕組みづくりを進めていきます。

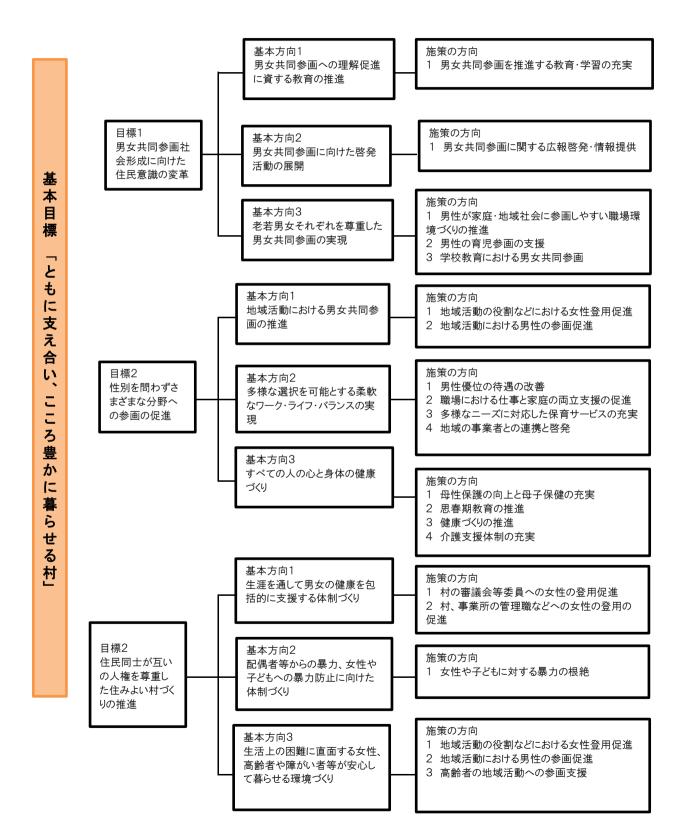
## (3) 目標3:住民同士が互いの人権を尊重した住み良い村づくりの推進

性別にとらわれた考え方を是正し、互いを「人」として尊重することにより、「住み良い村」を目指していきます。

## 6. 計画の体系

それぞれの目標を達成するために、施策の基本方向に沿って取り組みます。

## 新郷村男女共同参画推進の基本理念 「ともに支え合い、こころ豊かに暮らせる村」



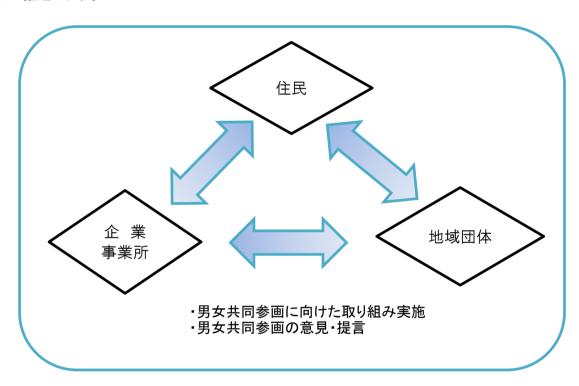
## 7.計画の推進体制

## (1)庁内における推進

計画の推進にあたって、新郷村役場のあらゆる部署において男女共同参画社会づくりの重要性を 認識し、職員一人ひとりが男女共同参画についての理解を深め、全庁的かつ総合的に取り組みを実 施します。

## (2)住民、団体等との連携

地域住民の意見等を施策等に反映させるため、住民をはじめ企業・地域団体・行政関係機関などと連携 ・協働して推進します。



## 8. 施策の基本方向

(1)目標1:男女共同参画社会形成に向けた住民意識の変革

## <基本方向1>

男女共同参画への理解促進に資する教育の推進

- ●男女共同参画とは何か、どのような考えなのか、そしてどのように具体的な内容をもつもの なのかなどについて、さまざまな方法により、最新の情報を新郷村在住者へ広く共有する必要 があります。
- ●新郷村に在住のあらゆる世代の人たちを対象に、男女共同参画をテーマとした講座等の開催 により、男女共同参画に関する知識の伝達や意識の変革を促す機会を提供していきます。

## <b># * * * *</b>	Ba 40 ch ch	Fig 60 77 C
施策の方向	取組内容	取組項目
①男女共同参画を推進する教	・男女共同参画に対する意識を	<ul><li>男女共同参画に関する研修</li></ul>
育・学習の充実	高めていくため、男女共同参画	会、講演会や学習会を開催
	について考える場や学習する	・教育活動・学校運営における
	場の提供	男女共同参画の推進
	・近隣市町との連携を深め、広	・性別にとらわれない教育や進
	域的に男女共同参画の知識を	路指導の推進
	高めていくための活動推進	・各種団体などに対する意識啓
	・あらゆる世代の男女が生涯に	発
	わたり能力を高めていくこと	・平成26年4月24日に設置
	ができるよう、それぞれのライ	された「三八地域男女共同参画
	フスタイルにあった学習機会	ネットワーク」が企画する各種
	の提供	事業への参画
	<ul><li>学校では、性別にとらわれな</li></ul>	•連携中枢都市圏男女共同参画
	い、一人ひとりの個性と能力に	WG会議への参画
	あった進路指導や、その情報提	
	供により児童・生徒自らが主体	
	的に進路選択できるような指	
	導の推進	

## <基本方向2>

## 男女共同参画に向けた啓発活動の展開

## 現状と課題

●男女共同参画社会を実現するため、「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担意識をなくすための働きかけが必要です。

*****		T- 40-T C
施策の方向	取組内容	取組項目
①男女共同参画に関する広報	・「広報しんごう」や村のホー	・「広報しんごう 」などによ
啓発・情報提供	ムページを中心に広報・啓発活	る啓発活動・情報提供
	動の実施	・インターネットなどによる情
	・インターネットや情報誌の活	報収集
	用により、国や都道府県、近隣	・男女共同参画に関する図書等
	自治体などが発信する情報を	の充実
	収集し、常会へ提供	・性差をはじめとした差別的な
	・国や都道府県が発行する男女	表現に対する掲載の配慮
	共同参画に関する冊子や資料	
	などを活用した啓発活動の実	
	施	
	・村が発行する印刷物での性差	
	をはじめとした差別的な表現	
	への配慮	
	施・村が発行する印刷物での性差をはじめとした差別的な表現	

## <基本方向3>

## 老若男女それぞれを尊重した男女共同参画の実現

- ●働く女性が増えていくなか、男女共同参画社会の実現に向けては、男性の家庭生活や育児な どへの協力や参加が必要不可欠になります。
- ●男女共同参画社会の実現に向けては、男性だけでなく、子どもたちの教育も重要となり、子どもの頃から男女共同参画の意識を育むことは、子ども自身にとっても、また今後の新郷村や社会全体での男女共同参画推進においても重要となります。
- ●上記のことから、男性の育児参加の支援や、学校教育等を通じた子どもたちへの男女共同参画を考え、体験する機会を提供します。

施策の方向	取組内容	取組項目
① 男性が家庭・地域社会 に	・「夫婦が協力しあって子育て	・男性の育児休業等・介護休暇の取
参画しやすい職場環境づくり	をする」ため、男性の育児休業	得推進
の推進	等が取りやすい環境や就業時	・事業所等への取組みの啓発促進
	間の短縮化など、職場の理解と	
	協力の推進	
	・男性の子育てへの積極的参加	
	を促進させるため、村と各事業	
	所等との連携推進	
②男性の育児参画の支	・主に母親が中心に行っている	・PTA活動の充実
援	PTA活動での、父親への参加の	
	呼びかけや、授業参観・懇談会	
	などの参加の推進	
③学校教育における男女共同	・児童・生徒が社会人となった	・総合的な学習の時間等において児
参画	際、自然に男女共同参画意識を	童
	持つため、小中学校での学校教	・生徒への学習機会の実施
	育において、男女共同参画につ	・中学生における職場体験の実施
	いての学習を推進	

## (2)目標2:性別を問わずさまざまな分野への参画の促進

## <基本方向1>

地域活動における男女共同参画の推進

- ●地域活動(PTA活動や子ども会活動等)への参加状況は、男性より女性の方が多く参加していますが、常会長やPTA会長などにみられるよう、地域における意思決定の場への女性の参画率は、高齢化と人口減少により微増となっているものの、固定観念としての男女差がまだ存在していることがうかがえます。
- ●地域活動の場において、あらゆる立場の方が村づくりに関わることができる環境を整えていきます。

施策の方向	取組内容	取組項目
①地域活動の役割などにおけ	・政策決定の場をはじめとした	・地域における習慣などの見直
る女性登用促進	社会参画につなげていくため、	L
	最も身近な社会参加の場であ	・自治会など地域役割への女性
	る地域活動において、女性の参	参画の推進
	画推進	
	・自治会などの地域活動の場に	
	おいて、男女が共に等しく「参	
	画」できる環境を整え、地域活	
	動における女性のスキルアッ	
	プを支援	
②地域活動における男性の参	・女性が中心となっているPTA	・男性が参加しやすい地域活動
画促進	活動等の地域活動における男	計画の促進
	性参加の推進	

## <基本方向2>

## 多様な選択を可能とする柔軟なワーク・ライフ・バランスの実現

- ●少子高齢化に伴い、男性だけでなく女性の労働力なしでは日本社会が成り立たなくなっており、新郷村も同様の傾向にありますが、育児・介護休業法の整備により育児休業等や介護休暇が取得しやすくなったものの、依然、家事や育児、介護などの負担が女性に偏っていることが否めず、働く意欲のある女性の障害となっています。
- ●新郷村在住の男女が共に仕事、家事、育児、介護の両立を図り、より豊かな生活を送るため、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の意識啓発を推進していきます。

取組内容	取組項目
・男女ともに能力に応じた働き	・男性優位の待遇の確認・改善
やすい職場環境づくりをめざ	・男女を差別する意識の解消
し、職場における男性優遇の現	・事業所等への取組みの啓発促進
状の改善	
・女性の意識変化と、その能力	
の積極的発揮のため、行政が率	
先して状況改善、村内事業所へ	
の普及・啓発活動の強化	
・子育てや介護を女性だけでな	・育児休業等・介護休暇の取得推
く、男性への理解を推進し、女	進
性が働き続けることができる	・女性が働き続けられるための職場
よう、育児・介護休業制度をは	環境の改善
じめとした支援制度充実に向	・女性の再就職に対する支援の働き
けた普及・啓発活動の実施	かけ(事業所)
	・女性の就職能力育成に対する支援
・多様な働き方に応じた保育ニ	・保育所運営事業の充実
一ズに応えるため、一時預かり	・延長、一時預かり保育事業の充実
保育や延長保育、放課後学童保	・放課後学童保育の充実
育をはじめとする保育サービ	
スの充実・実施	
・村内の事業所に対して、積	
極的な情報提供や就業の場に	
おける男女共同参画の啓発活	
動により、雇用に関する法令	
・制度を周知	
	やすい職場では、 は、職場における男性優遇の現場では、 の改善。 のを担か、ののののののののののののののののののののののののののののののののののの

## <基本方向3>

## すべての人の心と身体の健康づくり

- ●高齢化が進むなか、生涯を通じて明るく楽しく過ごしていくためには、健康の維持増進を図ることが重要となります。歳を重ねても介護が必要にならないような健康の維持増進を図り、介護予防も含めた健康づくりができる環境の整備が必要です。
- ●女性は、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。こうした女性の健康上の問題に対して、生涯を通じた健康づくりを推進していきます。

施策の方向	取組内容	取組項目
①母性保護の向上と母子保健	・安心して子どもを産み育てる	・健康診査の受診率や予防接種率向
の充実	ことができるよう、母性保護の	上の推進
	向上と母子保健の充実化	・母子保健事業の充実
	・規則正しい食事から健やかな	・子育てに関する情報提供・相談業
	生活リズムをつくるよう、食材	務の実施
	や栄養バランスについて学ぶ	・職場における母性保護と健康確保
	機会の提供	の推進
②思春期教育の推進	  ・子どもたちが、エイズや性感	・学校等における思春期教育
②心合物教育の推進	・サこもたらが、エイスでは窓    染症、妊娠や中絶など男女の性	・子仪寺における心合朔教月
	に関する正しい知識と理解を	
	身につけるための適切な性教	
	育の推進 	
③健康づくりの推進	・住民一人ひとりが自分の健康	・健康診査の受診率向上の推進
	に対する意識を高めるため、健	・健康づくりに関する情報提供と意
	康に関する情報提供や、話し合	識啓発
	いの場を設けるなど様々な形	
	での心身の健康に対する普	
	及・啓発活動の実施	
④介護支援体制の充実	・介護が女性に集中しないよ	・介護保険サービスに関する情報提
	う、介護保険制度の利用を促進	供と相談体制の充実
	するなど、介護負担金の軽減化	<ul><li>障がい者福祉サービスの充実と情</li></ul>
		報提供
		・介護休暇の取得促進

## (3) 目標3:住民同士が互いの人権を尊重した住み良い村づくりの推進

## <基本方向1>

生涯を通して男女の健康を包括的に支援する体制づくり

- ●女性の社会進出は以前より進んでいますが、村づくりの方針決定の過程においては、まだ十分に参画が進んでいるとはいえない状況となっています。
- ●活動ある村づくりを進めるためには、女性が本来持っている能力を伸ばし、その考え方や意見を、方針・施策決定過程などに活かし、男女の意見がともに反映されバランスのとれた施策を当然に実施できるよう、あらゆる分野へ女性が参画しやすい環境を整えることが必要です。
- ●新郷村においては、村づくり方針決定の過程における女性の参画を推進し、政策・方針決定 過程における男女の構成比の適正化に努めていきます。

施策の方向	取組内容	取組項目
①村の審議会等委員への女性	・新郷村の審議会等委員への女	・審議会等への女性委員登用の推
の登用推進	性登用を積極推進	進
		・地域での女性の参画を推進
②村、事業所の管理職などへの	・女性職員が専門知識を身に付	・管理職などへの女性職員の登用
女性の登用推進	け、能力を十分に発揮できるよ	・リーダー育成等の講座・研修会等
	う、リーダー育成講座・研修会	への参加の推進
	を開催し、人材の育成を実施	
	・管理職にふさわしい人材育成	
	に努めるとともに、女性の登用	
	を推進	

## <基本方向2>

## 配偶者等からの暴力、女性や子どもへの暴力の防止に向けた体制づくり

- ●女性や子どもに対する暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現する上で克服しなければならない課題となっています。
- ●セクシャル・ハラスメントや、ドメスティック・バイオレンス (DV) をはじめとした人権侵害に対して、速やかに対処できる相談体制を充実化させていきます。

施策の方向	取組内容	取組項目
①女性や子どもに対する暴力	・暴力の根絶に向けて広報・啓	・DV未然防止のための啓発活動・情
の根絶	発活動に努めるとともに、相談	報提供
	体制の充実化を図る	・各種関係機関との連携強化による
	・セクシャル・ハラスメント防	DV被害の早期発見・対応
	止に対する意識向上	・セクシャル・ハラスメント防止の
		ための意識啓発

## <基本方向3>

## 生活上の困難に直面する女性、高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境づくり

- ●障がい者やひとり親世帯、高齢者など、社会情勢の変化に伴い、様々な困難を抱えている人 たちが増加しており、新郷村もその一つとなっています。
- ●男女共同参画社会をめざしていくためには、男女間の差や障がいがあることなどで、困難な 状況に置かれている人々が自立し、安心して暮らせる環境を整えていくことが必要となります。
- ●新郷村では、男女共同参画の視点に立ち、住民それぞれが互いに助け合い、すべての人が暮らしやすい村づくりを目指していきます。

施策の方向	取組内容	取組項目
①障がい者の自立した生活に	・障がい者やその家族が安心し	・公共施設等の点検、整備の実施
対する支援	て地域で暮らし続けていくた	・総合的な療育体制の整備
	め、公共施設等のバリアフリー	・障がい者福祉サービスの充実
	化など障がい者が自立した生	・障がい者の自立の支援
	活が送れるよう各種支援の実	・障がい者相談支援体制の整備
	施	
	・障がい児の早期療育に向け、	
	関係機関が一体となった総合	
	的な支援体制の構築	
②高齢者の自立した生活に対	・高齢者が自立し、安心して暮	・公共施設等の点検、整備の実施
する支援	らすことのできる社会づくり	・介護予防事業の充実
	の推進	・地域包括支援センターの機能強化
	・介護保険制度の適正な運用	・介護保険サービス、高齢者福祉サ
	・高齢者が住み慣れた地域で、	ービスの充実
	これからも安心して生活でき	・社会福祉協議会との連携
	るよう、介護予防や高齢者の生	・高齢者の生きがいづくりの推進
	きがいづくりなどの支援実施	
③高齢者の地域活動への参画	・退職後も地域社会に貢献し、	・ボランティア活動の充実と連携の
支援	生きがいを持てるような就労	強化
	機会の提供	・社会福祉協議会との連携
	・高齢者の方が地域に関わる機	
	会創出のため、コミュニティ活	
	動やボランティア活動に対す	
	る支援・協力	